

マストアークス株式会社  
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立することができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって社員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年11月1日～平成33年10月31日までの3年間

2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

<取組内容>

- 平成30年11月～ 社員の具体的なニーズ調査、母性健康管理についての情報収集
- 平成31年6月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

<取組内容>

- 平成31年9月～ 現行の育児休業規程の見直し
- 平成32年1月～ 育児休業規程の改訂
- 平成32年1月～ 従業員への周知

目標3：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<取組内容>

- 平成32年4月～ 育児・介護休業法に関する制度の周知
- 平成32年4月～ 育児休業給付に関する制度の周知
- 平成32年7月～ 産休から職場復帰するまでの手続きの流れを図示した資料の配布